

# 北陸信越運輸局報

第386号

平成25年10月11日（金曜日）  
（毎月3回 1・11・21日発行）

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号  
電話（025）285-9000  
FAX（025）285-9170  
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

## 目次

公 示	△「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」の一部改正について ・・・1ページ～3ページ
	△「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」の一部改正について ・・・3ページ～5ページ
許認可等	△一般貨物自動車運送事業の許可 ・・・5ページ
	△一般貨物自動車運送事業の許可（霊柩事業） ・・・5ページ
	△自動車分解整備事業の認証 ・・・6ページ
	△指定自動車整備事業の指定 ・・・6ページ
行政処分	△指定自動車整備事業者に対する行政処分 ・・・7ページ

## ○ 公 示

### 公 示

公 示 第 4 8 号

「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」の一部改正について

「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け公示第94号）について、別紙のとおり一部改正する。

平成25年10月1日

北陸信越運輸局長 和 迺 健二

別 紙 「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」

新	旧
公 示 公示第94号	公 示 公示第94号

特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について

道路運送法第8条に規定するタクシー事業に係る緊急調整措置及び同措置の発動を抑止するための予防措置である特別監視地域制度については、「一般乗用旅客自動車運送事業の特別監視地域の指定の要件等について」（平成14年7月1付け公示第19号）により運用し、平成19年度から、試行的な措置として、特定特別監視地域等を指定し、著しい供給過剰を未然に防止するための各種施策を講じてきたところであるが、今般、平成25年度の特定特別監視地域等の指定に伴い、下記のとおり措置することと定めたので公示する。

平成19年11月20日

北陸信越運輸局長 有野一馬

I. (略)

II. 1. 2. (略)

3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への一般監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。

(1)、(2) (略)

4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車後の一般車両の合計数が、基準車両数を10%以上下回る事業者（Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として、一般監査及び呼出指導（以下「一般監査等」という。）の対象としないこととする。

(1) (略)

(2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

「自動車運送事業の監査方針について（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）」の記3. ⑭及び7. の規定にかかわらず、減車により基準車両数を地方運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による一般監査等の対象としないこととする。

特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について

道路運送法第8条に規定するタクシー事業に係る緊急調整措置及び同措置の発動を抑止するための予防措置である特別監視地域制度については、「一般乗用旅客自動車運送事業の特別監視地域の指定の要件等について」（平成14年7月1付け公示第19号）により運用し、平成19年度から、試行的な措置として、特定特別監視地域等を指定し、著しい供給過剰を未然に防止するための各種施策を講じてきたところであるが、今般、平成21年度の特定特別監視地域等の指定に伴い、下記のとおり措置することと定めたので公示する。

平成19年11月20日

北陸信越運輸局長 有野一馬

I. (略)

II. 1. 2. (略)

3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への巡回監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。

(1)、(2) (略)

4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車後の一般車両の合計数が、基準車両数を10%以上下回る事業者（Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として、巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導（以下「巡回監査等」という。）の対象としないこととする。

(1) (略)

(2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号）」の記1 (2) ⑱、(3) ⑩及び(4) の規定にかかわらず、減車により基準車両数を地方運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による巡回監査等の対象としないこととする。

Ⅲ. 1. 2. (略)

3. (1) ~ (3) (略)

(4) 一般監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、一般監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へに通知することとする。

(5) 行政処分等

一般監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. (略)

附 則 (平成19年11月20日付け公示第94号)

本公示は、平成19年11月20日から適用する。

附 則 (平成20年7月11日付け公示第47号で一部改正)

本公示は、平成20年7月11日から適用する。

附 則 (平成21年7月17日付け公示第35号で一部改正)

本公示は、平成21年7月17日から適用する。

附 則 (平成21年8月19日付け公示第46号で一部改正)

本公示は、平成21年8月19日から適用する。

附 則 (平成21年10月1日付け公示第69号で一部改正)

本公示は、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成23年1月4日付け公示第74号で一部改正)

本公示は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年10月1日付け公示第48号で一部改正)

本公示は、平成25年10月1日から適用する。

別紙様式1~4 (略)

Ⅲ. 1. 2. (略)

3. (1) ~ (3) (略)

(4) 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へに通知することとする。

(5) 行政処分等

巡回監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. (略)

附 則 (平成19年11月20日付け公示第94号)

本公示は、平成19年11月20日から適用する。

附 則 (平成20年7月11日付け公示第47号で一部改正)

本公示は、平成20年7月11日から適用する。

附 則 (平成21年7月17日付け公示第35号で一部改正)

本公示は、平成21年7月17日から適用する。

附 則 (平成21年8月19日付け公示第46号で一部改正)

本公示は、平成21年8月19日から適用する。

附 則 (平成21年10月1日付け公示第69号で一部改正)

本公示は、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成23年1月4日付け公示第74号で一部改正)

本公示は、平成23年4月1日から適用する。

別紙様式1~4 (略)

公 示

公 示 第 4 9 号

「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」の一部改正について

「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年10月1日付け公示第64号）を別紙のとおり一部改正する。

平成25年10月1日

北陸信越運輸局長 和迩 健二

別紙 特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について

新	旧
<p data-bbox="397 748 533 775">公 示</p> <p data-bbox="148 898 280 925">公示第64号</p> <p data-bbox="260 983 651 1122">特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について</p> <p data-bbox="233 1243 451 1270">平成21年10月1日</p> <p data-bbox="448 1391 753 1417">北陸信越運輸局長 後藤 靖子</p> <p data-bbox="148 1514 783 1615">特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="448 1686 477 1713">記</p> <p data-bbox="153 1771 288 1798">I. ～III (略)</p> <p data-bbox="148 1848 711 1874">IV. 特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例</p> <p data-bbox="180 1886 783 2101">減車により、営業区域ごとの一般タクシー車両の合計数が、II. 2. の基準車両数を10%以上下回っている一般乗用旅客自動車運送事業者（III. 1. (1)②による引き上げ前の最低車両数基準を下回っているものを除く。）については、「<u>自動車運送事業の監査方針について（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第16</u></p>	<p data-bbox="1107 667 1136 694">旧</p> <p data-bbox="1054 748 1190 775">公 示</p> <p data-bbox="807 898 940 925">公示第64号</p> <p data-bbox="917 983 1308 1122">特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について</p> <p data-bbox="890 1243 1109 1270">平成21年10月1日</p> <p data-bbox="1104 1391 1409 1417">北陸信越運輸局長 後藤 靖子</p> <p data-bbox="807 1514 1442 1615">特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1107 1686 1136 1713">記</p> <p data-bbox="812 1771 957 1798">I. ～III. (略)</p> <p data-bbox="807 1848 1366 1874">IV. 特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例</p> <p data-bbox="837 1886 1442 2101">減車により、営業区域ごとの一般タクシー車両の合計数が、II. 2. の基準車両数を10%以上下回っている一般乗用旅客自動車運送事業者（III. 1. (1)②による引き上げ前の最低車両数基準を下回っているものを除く。）については、「<u>旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号）</u>」</p>

1号)」の記3. ⑭及び7. の規定にかかわらず、原則として、一般監査、呼出指導の対象としないものとする。

なお、事業再構築特例公示に基づく休車による供給輸送力減少については、基準車両数からの減少として取り扱わないものとする。

附 則（平成21年10月1日付け公示第64号）

1. この公示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日付け公示第115号で一部改正）

1. この公示は、平成22年1月29日から施行する。

附 則（平成23年1月4日付け公示第73号で一部改正）

1. この公示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月14日付け公示第2号で一部改正）

1. この公示は、平成23年4月14日から施行する。

附 則（平成25年10月1日付け公示第49号で一部改正）

1. この公示は、平成25年10月1日から施行する。

の記1(2)⑩、(3)⑪及び(4)の規定にかかわらず、原則として、巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導の対象としないものとする。

なお、事業再構築特例公示に基づく休車による供給輸送力減少については、基準車両数からの減少として取り扱わないものとする。

附 則（平成21年10月1日付け公示第64号）

1. この公示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日付け公示第115号で一部改正）

1. この公示は、平成22年1月29日から施行する。

附 則（平成23年1月4日付け公示第73号で一部改正）

1. この公示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月14日付け公示第2号で一部改正）

1. この公示は、平成23年4月14日から施行する。

## ○ 許 認 可 等

### ■ 一般貨物自動車運送事業の許可（自動車交通部）

申 請 者	株式会社 アクセル松本 代表取締役 輿石 正人 長野県松本市野溝東1丁目18番 6号	申 請 者	スズ生コン共販株式会社 代表取締役 政頼 新次郎 石川県珠洲市若山町広栗23部1番地 1
許可年月日	平成25年9月13日	許可年月日	平成25年9月13日

申 請 者	久保 宗美 長野県上田市上野486番地3	申 請 者	株式会社ガレージフィックス 代表取締役 亀井 良直 石川県金沢市駅西新町二丁目12番15 号
許可年月日	平成25年9月13日	許可年月日	平成25年9月30日

申 請 者	株式会社 リバティ・ベル 代表取締役 山崎 正博 長野県長野市川中島町今井30番 地30
許可年月日	平成25年9月30日

### ■ 一般貨物自動車運送事業の許可（霊柩事業）（自動車交通部）

申 請 者	株式会社阿賀野市民ホール 代表取締役 北村 健次 新潟県阿賀野市外城町24番20号
許可年月日	平成25年9月30日

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第289号
認証年月日	平成25年10月1日
事業者名	株式会社シンボ
事業場名	オートボックス白根店
事業場所在地	新潟県新潟市南区能登字前436番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第290号
認証年月日	平成25年10月4日
事業者名	板垣 一郎
事業場名	I Gオート
事業場所在地	新潟県村上市府屋655番109
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く

■指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第10168号
指定年月日	平成25年10月1日
事業者名	新潟スバル自動車 株式会社
事業場の名称	新潟スバル自動車 株式会社 新潟昭和橋店
事業場の所在地	新潟県新潟市中央区幸西二丁目4番12号
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	—

○ 行政処分

■指定自動車整備事業者に対する行政処分（平成25年10月1日付）

（自動車技術安全部）

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成25年 10月1日	協業組合 太陽自動車工業	協業組合 太陽自動車工業	指定自動車整備事業の停止15日間	不正改造状態で適合証を交付した。
	新潟県上越市大字福橋字前田634番地1	新潟県上越市大字福橋字前田634番地1	道路運送車両法第94条の5第1項	